

公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員(常務理事)  
の報酬を定める規程

公益社団法人松戸市シルバー人材センター常勤役員(常務理事)の報酬は、  
月額 320,500 円とする。

附 則

この規程は、理事会承認の日から施行し、令和 2 年 7 月以降から報酬に  
ついて適用する。

附 則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。